

第1 基本方針

主眼事項	基準等・通知 等	評価	備考
1 基本方針	<p><input type="checkbox"/> 要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。◆平18府令34第89条</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の認知症となる疾患は、急性の状態でないか。</p> <p>◎ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから、指定認知症対応型共同生活の対象とはならない。◆平18解釈通知第3の五1</p>	適・否	利用者 <input type="text"/> 人中 認知症の症状がある旨記載された診断書等 <input type="text"/> 人分有
2 人権の擁護及び虐待の防止	<p><input type="checkbox"/> 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。（R6. 3. 31までは努力義務）</p>	適・否	研修等実施 【有・無】
3 暴力団の排除	<p><input type="checkbox"/> 管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の事業所はその運営について、暴力団員等の支配を受けていないか。</p>	適・否	

第2 人員に関する基準

<p>1 通則 (用語の定義)</p>	<p>以下、用語の定義を理解しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、指定小規模多機能型居宅介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者を兼務する場合、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の勤務延時間数には、指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数を上限とすること。</p> <p><input type="checkbox"/> 「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定認知症対応型通所介護事業所と指定認知症対応型共同生活介護事業所が併設されている場合、指定認知症対応型通所介護事業所の管理者と指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49)第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児介護休業法第2条第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第二号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。</p>	<p>適・否</p>	<p>【常勤換算方法】 併設事業所への兼務者の有・無 (有の場合)当該事業所の勤務時間のみを勤務延時間数に算入しているか ⇒ (はい・いいえ)</p> <p>【勤務延時間数】 常勤の従業者が勤務すべき時間数 <u>時間</u></p>
-------------------------	---	------------	---

	<p><input type="checkbox"/> 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p> <p><input type="checkbox"/> 「前年度の平均値」 人員数を算定する場合の使用する「利用者数」は、前年度（4月1日～翌年3月31日）の全利用者の延数を当該前年度の日数で除して得た数（小数第2位以下を切上げ）とする。</p>		<p>【前年度の利用者数の平均値】 _____人 (小数第2位以下を切上げ)</p>
<p>2 従業者の員数</p>	<p><u>従業者</u></p> <p><input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者は、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。◆平18厚令34第90条第1項</p> <p>[算出例（望ましい配置の例示）] ※共同生活住居ごとに算出</p> <p>■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置が必要な介護従業者数 $\frac{\text{前年度の利用者数の平均}}{3} = \text{人} \Rightarrow \text{人 (a)} \text{ (小数点以下繰上げ)}$ </p> <p>■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に必要な1日あたりの介護従事者の延勤務時間数 $\text{人 (a)} \times \text{時間} \Rightarrow \text{時間} \quad \text{※1}$ <small>常勤の勤務時間 (1日)</small> </p> <p>【夜間及び深夜の時間帯】 _____ : _____ ~ _____ : _____ <small>(※夜勤時間ではないので注意)</small></p> <p>例. 利用者(前年度平均値)を8人、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合 <u>午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人=延べ24時間の指定認知症対応型共同生活介護が提供され、かつ、当該時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要である。</u></p> <p>■夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に配置されている介護従業者数 (_____ 年 _____ 月分) $\frac{(\text{時間} - \text{時間}) \div 4 \text{ 週間} \div \text{時間}}{4 \text{ 週の総勤務時間数} \quad \text{うち夜間・深夜の時間帯の勤務時間数} \quad \text{常勤職員の1週の勤務時間}}$ = _____ 人 </p> <p><input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）に従事する介護従業者は1以上となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 夜間及び深夜の時間帯は、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 人員配置基準の基礎となる利用者の数は、前年度の平均値となっているか。◆平18厚令34第90条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、員数を満たす介護従業者を置くほか、小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いているとき、又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いているときは、併設する当該小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>◎ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の職務に従事する夜勤職員については、当該事業所に指定小規模多機能型居宅介護支援事業所が併設され、以下の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障がないと認められる場合に限り、指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができる。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用者数は前年度の平均値であることに注意</p> <p>※1 <u>日々においても必要な延べ勤務時間数を満たしていることが望ましい</u> ⇒毎日でなく、常勤換算方法（4週間）で配置が不足する場合は人員基準違反</p>

	<p>イ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員と指定小規模多機能型居宅介護事業所の泊まり定員の合計が9人以内であること。</p> <p>ロ 指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。</p> <p>計画作成担当者</p> <p><input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。◆平18厚令34第90条第5項</p> <p><input type="checkbox"/> 計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症介護実践研修又は基礎課程）を修了しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員をもって充てているか。 但し、併設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により、当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができる。◆平18厚令34第90条第7項</p>		<p>計画作成担当者 <input type="text"/>人中 実践者研修等修了証 <input type="text"/>人分有 介護支援専門員登録証 <input type="text"/>人分有</p>
<p>3 管理者</p>	<p><input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 事業所の管理上支障がない場合は、①当該事業所の他の職務に従事することができ、②同一敷地内の他の事業所、施設等③併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所④併設する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。◆平18厚令34第91条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業管理者研修）を修了しているか。 ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>兼務【有・無】 兼務する職種名 ()</p> <p>実務経験年数 ()</p> <p>管理者研修修了証 【有・無】</p>
<p>4 代表者</p>	<p><input type="checkbox"/> 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であるか。◆平18厚令34第92条 ◎ 法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断される場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 代表者は、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているか。 ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に「認知症対応型サービス事業開設者研修」が開催されていないことにより、当該代表者が「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の「認知症対応型サービス事業開設者研修」日程のいずれか早い日までに「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了することで差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>開設者研修修了証 【有・無】 受講者名： 受講年月日：</p>

第3 設備に関する基準

<p>1 設備に関する基準</p>	<p><input type="checkbox"/> 共同生活住居の数は、1以上3以下か。</p> <p><input type="checkbox"/> 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下としているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 共同生活住居は、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 居間及び食堂は同一の場所にすることができる。◆平18厚令34第93条第5項 ◎ 同一の場所とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則として、利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。 ◎ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないものである。なお、原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているので、留意すること。</p> <p><input type="checkbox"/> 1の居室の定員は、1人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 ◎ 居室を2人部屋とすることができる場合とは、夫婦で居室を利用する場合等であって、事業者の都合により一方的に2人部屋とするべきではない。なお、2人部屋を設置する場合においても、十分な広さを確保しなければならない。</p> <p><input type="checkbox"/> 1の居室の床面積は、7.43平方メートル以上となっているか。 ◎ 居室は、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているか。◆平18解職通第3の5の3(3)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか。◆平18厚令34第93条第6項</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第73条第1項から第6項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、上記に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。</p>	<p>適・否</p>	<p>直近レイアウト変更 年 月 届出図面と変更ないか あれば変更届が必要</p>
-------------------	---	------------	--

第4 運営に関する基準

<p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。◆平18厚令34第3条の7第1項準用</p> <p>◎ 記載すべき事項は以下のとおり</p> <p>ア 運営規程の概要</p> <p>イ 介護従業者の勤務体制</p> <p>ウ 事故発生時の対応</p> <p>エ 苦情処理の体制</p> <p>オ 第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等</p> <p>※ 利用申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。</p> <p><input type="checkbox"/> 前項の同意については、書面によって確認しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用者 <input type="text"/>人中 重要事項説明書 <input type="text"/>人分有</p> <p>★運営規程と内容に不整合ないか確認</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p><input type="checkbox"/> 下記の提供を拒むことのできる正当な理由がある場合以外、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 ◆平18厚令34第3条の8準用、平18解釈通知第3の1の4(2)準用</p> <p>◎ 提供を拒むことのできる正当な理由</p> <p>①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</p> <p>②利用申込者に対し自ら適切な介護を提供することが困難な場合</p>	<p>適・否</p>	<p>過去1年間に利用申込みを断った事例【有・無】 上記有の場合の理由 ()</p>
<p>3 受給資格等の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。◆平18厚令34第3条の10第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。◆法78条の3第2項 ◆平18厚令34第3条の10第2項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>確認方法 ()</p> <p>記載例あるか。あれば当該事例の計画確認</p>
<p>4 要介護認定の申請に係る援助</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。◆平18厚令34第3条の11第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。◆平18厚令34第3条の11第2項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>事例の【有・無】 あれば対応内容</p>
<p>5 入退居</p>	<p><input type="checkbox"/> 要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。◆平18厚令34第94条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 入居に際しては、主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症であることの確認をしているか。◆平18厚令34第94条第2項</p> <p><input type="checkbox"/> 入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。</p> <p>◎ 入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や権利擁護に関する事業等の活用を可能な限り図ること。 ◆平18解釈通知第3の5の4(1)②</p> <p><input type="checkbox"/> 退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>全入居者の主治医の診断書等があるか【有・無】</p> <p>事例【有・無】 あれば対応内容</p>

	<p><input type="checkbox"/> 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>		
6 サービス提供の記録	<p><input type="checkbox"/> 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。</p> <p>◎ 記録すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供日 ・サービスの内容 ・利用者の状況 ・その他必要な事項 	適・否	<p>被保険者証への記載【有・無】</p> <p>記録確認。記載なければ提供なしとみなす。</p>
7 利用料等の受領	<p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p><input type="checkbox"/> 下記に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。◆平18厚令34第96条第3項、第4項</p> <p>ア 食材料費 イ 理美容代 ウ おむつ代 エ その他の日常生活費</p> <p><事業所で費用の支払いを受けているその他日常生活費の例を記入></p> <p style="text-align: center;">.</p> <p>※ 上記その他の日常生活費が、あいまいな名目（例：運営費、日常生活費、教養娯楽費等）となっていないか。 ⇒<u>保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるように、重説等で当該費用の具体的な内訳を示すことにより、利用者等に説明し、利用者等の希望（同意）を確認しているか。</u></p> <p>※ あいまいな名目例：運営費、共益費、管理協力費等 ⇒<u>保険給付の対象サービスと重複関係がないことがわかるように、費用の具体的な内訳を示し、説明・同意を得る必要がある。</u></p> <p>◎ 当該同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとする。</p>	適・否	<p>領収証等で、負担を確認できるか</p> <p>償還払対象で10割徴収の事例【有・無】</p> <p>左記アからエの費用の支払いを受けている利用者</p> <p><input type="checkbox"/>人中 同意書 <input type="checkbox"/>人分有</p>
8 保険給付の請求のための同意書	<p><input type="checkbox"/> 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	適・否	<p>法定代理受領サービス以外の利用者【有・無】</p>
9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<p><input type="checkbox"/> 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（目標及び内容や行事及び日課等も含む。）について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	適・否	

	<p>□ 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。</p> <p>□ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>□ 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>◎ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 基準第7項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等も考えられる。また、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体と設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。</p> <p>また、身体拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>指定認知症対応型共同生活介護事業者が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。具体的には、次のようなことを想定している。</p> <p>① 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p> <p>イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</p> <p>◎ 身体的拘束等の適正化のための指針 指定認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。</p> <p>① 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ② 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p> <p>ウ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p> <p>◎ 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修 介護従業者その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切</p>	<p>過去1年間に身体拘束を行った件数 <input type="text"/>件中 身体拘束の記録 <input type="text"/>件分有 身体拘束廃止への取組【有・無】</p> <p>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 <input type="text"/>回</p> <p>身体拘束等の適正化のための指針 【有・無】</p> <p>身体拘束等の適正化のための定期的な研修（年2回以上） <input type="text"/>回</p>
--	---	---

	<p>な知識を普及・啓発するとともに、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修事業所内での研修で差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的（原則として前評価日より1年以内）に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、その改善を図っているか。</p> <p>① 外部の者による評価 ② 運営推進会議における評価</p>		<p>外部評価 前回 年 月 前々回 年 月</p> <p>評価結果の公表方法： _____</p>
<p>10 認知症対応型共同生活介護計画の作成</p>	<p><input type="checkbox"/>① 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。◆平18厚令34第98条第1項</p> <p><input type="checkbox"/>② 介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動（地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等）の確保に努めているか。</p> <p>◎ 通所介護の活用とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、認知症対応型共同生活介護事業者と通所介護事業者との間の契約により、利用者介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものである。◆平18解教通知第3の5の4(5)②</p> <p><input type="checkbox"/>③ 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>④ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。</p> <p><input type="checkbox"/>⑤ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p><input type="checkbox"/>⑥ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後、他の介護従事者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/>⑦ ⑥の計画の変更について、②～⑤の規定を準用しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>利用者 _____人分 介護計画 _____人分有</p> <p>利用者の多様な活動の確保に努めた計画となっているか</p> <p>通所介護等の活用の事例【有・無】</p> <p>アセスメント記録【有・無】 担当者会議の実施記録【有・無】</p> <p>介護計画 _____人分中 説明・同意の署名 _____人分有 交付の署名等記録 _____人分有</p> <p>モニタリング・介護計画の見直し頻度 ⇒概ね <input type="checkbox"/> 箇月ごと</p>
<p>11 介護等</p>	<p><input type="checkbox"/> 認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し、必要な支援を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p> <p>◎ 指定認知症対応型共同生活介護で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、<u>当該事業所の従業者でないいわゆる付添い者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができない。</u></p> <p>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えない。</p> <p><input type="checkbox"/> 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。</p>	<p>適・否</p>	

<p>12 社会生活上の便宜の提供等</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>会報の送付 【有・無】</p> <p>行事参加呼びかけ 【有・無】</p>
<p>13 利用者に関する市町村への通知</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>① 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適・否</p>	<p>左記①又は②に該当する利用者 【有・無】</p>
<p>14 緊急時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第80条詳</p> <p>◎ 協力医療機関について</p> <p>ア 通常の事業の実施地域内にあることが望ましい。</p> <p>イ 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル 【有・無】</p> <p>協力医療機関名 () 協定書【有・無】</p>
<p>15 管理者の責務</p>	<p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理、及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>管理者が掌握しているか。</p>
<p>16 管理者による管理</p>	<p><input type="checkbox"/> 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。</p> <p>ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>適・否</p>	
<p>17 運営規程</p>	<p><input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 利用定員</p> <p>④ 指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑤ 入居に当たっての留意事項</p> <p>⑥ 非常災害対策</p> <p>◎ 非常災害に関する具体的計画を指すものであること。</p> <p>⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>◎虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。</p> <p>⑧ その他運営に関する重要事項</p> <p>◎ 「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。</p>	<p>適・否</p>	<p>直近改正 年月 (変更届【有・無】)</p> <p>★重説と不整合ないか</p> <p><input type="checkbox"/>職員の員数</p> <p><input type="checkbox"/>利用料・その他費用</p> <p>★その他費用について金額を明示しているか (実費でも可) 【適・否】</p> <p>★⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、R6.3.31までは努力義務。</p>
<p>18 勤務体制の確保等</p>	<p><input type="checkbox"/> 共同生活住居ごとに、介護従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にした勤務の体制を定めているか。</p> <p>◆平18厚令34第103条第1項、平18解職通知第3の5の4(9)①</p>	<p>適・否</p>	<p>各月の勤務表 【有・無】</p>

	<p>◎ 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者を確保すること。なお、常時介護従業者が1人以上確保されている(指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねている夜勤職員が配置されている場合を含む。) ことが必要である。◆平18解釈通知第3の5の4(9)◎</p> <p>□ 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の介護従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮しているか。 ◆平18厚令34第103条第2項、平18解釈通知第3の5の4(9)◎</p> <p>□ 介護従業者の資質の向上のために、その研修(特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修)の機会を確保しなければならない。その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。</p> <p>□ 適切な認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。</p>		<p>共同生活住居単位での職員配置 【適・否】</p> <p>研修記録【有・無】 ★認知症に係る基礎的な研修については、R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>ハラスメント対策の実施【有・無】 カスタマーハラスメント対策の実施【有・無】</p>
<p>19 定員の遵守</p>	<p>□ 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>適・否</p>	
<p>20 業務継続計画の策定等</p>	<p>□ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。(経過措置あり)</p> <p>□ 認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>□ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>◎ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 (令和6年3月31日までの間は、努力義務)</p> <p>◎ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照。</p> <p>イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)</p> <p>ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携</p>	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31 までは努力義務(経過措置)</p> <p>業務継続計画の有・無</p> <p>周知の方法</p> <p>見直しの頻度</p> <p>左記の必要な項目が網羅されているか</p>

	<p>◎ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。</p> <p>職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>◎ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。</p> <p>訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切。</p>		<p>研修の開催 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【有・無】</p> <p>訓練の実施 年1回以上必要</p> <p>実施日 年 月 日</p>
<p>21 非常災害対策</p>	<p><input type="checkbox"/> 非常災害に際して必要な具体的計画を策定しているか。</p> <p>◎ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。</p> <p><input type="checkbox"/> 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底しているか。◆平18解釈通知第3の4の4(14) 準用</p> <p><input type="checkbox"/> 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りをしているか。◆平18解釈通知第3の4の4(14) 準用</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 防火管理者又は防火管理についての責任者を置いているか。</p> <p>◎ 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせること。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせること。◆平18解釈通知第3の4の4(14) 準用</p>	<p>適・否</p>	<p>消防計画 【有・無】</p> <p>風水害に関する計画 【有・無】</p> <p>地震に関する計画 【有・無】</p> <p>前年度の避難・救出訓練等実施回数 ⇒ () 回 (年2回以上の実施か)</p> <p>防火管理者 氏名 _____ 講習修了証 【有・無】</p>
<p>22 衛生管理等</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。</p> <p>◎ 次の点に留意すること。</p> <p>イ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。</p> <p>ロ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。</p> <p>ハ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。</p> <p><input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 (★経過措置あり)</p> <p>一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>三 事業所において、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>◎ 感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のイからハマでの取扱いとすること。なお、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p>	<p>適・否</p>	<p>食事提供有る場合調理施設の衛生管理方法</p> <p>従業者健康診断の扱い</p> <p>職員がインフルエンザ等罹患時の対処方法</p> <p>浴槽の消毒状況</p> <p>レジオネラ等浴槽水の検査状況</p> <p>★R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>★R6.3.31までは</p>

	<p>イ 感染症の予防・まん延の防止のための対策を検討する委員会 当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要。 感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、概ね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。</p> <p>ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照。</p> <p>ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。◆平18解職通第3の2の2の3(9)㉔</p>		<p>努力義務（経過措置）</p> <p>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（おおむね6月に1回開催が必要） 開催日 年 月 日 年 月 日</p> <p>結果の周知方法</p> <p>感染対策担当者名 ()</p> <p>指針の有・無</p> <p>研修及び訓練の開催 (年2回以上必要) 開催日 年 月 日</p> <p>新規採用時の研修の有無 【有・無】</p>
<p>23 協力医療機関等</p>	<p><input type="checkbox"/> あらかじめ、協力医療機関・協力歯科医療機関を定めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 協力医療機関・協力歯科医療機関は共同生活住居から近距離にあるか。</p> <p><input type="checkbox"/> サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。◆平18厚令34第105条第3項</p> <p>◎ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、当該協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。◆平18解職通第3の5の4(10)㉔</p>	<p>適・否</p>	<p>協力医療機関名 () 協力歯科医療機関名 ()</p> <p>上記医療機関との契約書 【有・無】</p>
<p>24 掲示</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。◆平18厚令34第3条の32準則</p>	<p>適・否</p>	<p>掲示【有・無】 掲示でない場合は代替方法確認</p>
<p>25 秘密保持等</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。</p>	<p>適・否</p>	<p>従業者 □人中</p>

	<p><input type="checkbox"/> 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>◎ 具体的には、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め、例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。 ◆平18解職通知第3の1の4(23)②準用</p> <p>※ 予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第16条に抵触するため、違約金について定める場合には、現実生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。</p> <p><input type="checkbox"/> サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 ◆平18厚令34第3条の3第3項準用</p> <p>◎ この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 ◆平18解職通知第3の1の4(23)③準用</p>		<p>誓約書 □ 人分有</p> <p>利用者 □ 人中 個人情報使用同意 □ 人分有</p> <p>★家族の個人情報を用いる場合、家族の同意が得たことが分かる様式であるか【適・否】</p>
<p>26 広告</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型共同生活介護事業所についての広告は、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>適・否</p>	<p>パンフレット内容 【適・否】</p>
<p>27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 ◆平18厚令34第106条第1項</p> <p><input type="checkbox"/> 指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受受していないか。 ◆平18厚令34第106条第2項</p>	<p>適・否</p>	
<p>28 苦情処理</p>	<p><input type="checkbox"/> 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平18厚令34第3条の3第3項準用</p> <p>◎ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。 ◆平18解職通知第3の1の4(25)②準用</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村から求めがあった場合は、改善内容を市町村に報告しているか</p> <p><input type="checkbox"/> 提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ◆平18厚令34第3条の3第5項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ◆平18厚令34第3条の3第6項準用</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル 【有・無】 苦情受付窓口 【有・無】 苦情相談窓口、処理体制・手順等の 掲示 【有・無】 苦情記録【有・無】</p> <p>市町村調査 【有・無】 直近年月日 _____</p> <p>国保連調査 【有・無】 直近年月日 _____</p>
<p>29 調査への協力等</p>	<p><input type="checkbox"/> 市町村が定期的又は随時行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業者は、運営規程の概要や勤務体制、管理者及び計画作成担当者等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について自ら一般に公表しているか。 ◆平18解職通知第3の4の4(16)準用</p>	<p>適・否</p>	
<p>30 地域との連携等</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センター職員、有識者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならない。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>過去1年間の運営推進会議開催回数 □ 回中 会議録 □ 回分有</p>

	<p>◎ 認知症対応型共同生活介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価を行うことで差し支えない。</p> <p>また、運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ・ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。 <p>◎ 地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。</p> <p><input type="checkbox"/> 運営推進会議における報告等の記録を作成し、公表しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>◎ 市町村が実施する事業には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。</p> <p>◎ 認知症対応型共同生活介護事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所から自らが提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うことができることとし、実施にあたっては以下の点に留意すること。</p> <p>また、運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。また、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。</p> <p>イ 自己評価は、事業所自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。</p> <p>ロ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。</p> <p>ハ 運営推進会議において当該取組を行う場合には、市職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し、公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。</p> <p>ニ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示等により公表することも差し支えない。</p>		<p>利用者等 <input type="checkbox"/> 回出席 地域住民 <input type="checkbox"/> 回出席 市職員又は地域包括支援センター職員 <input type="checkbox"/> 回出席</p> <p>会議録の公表方法： _____</p> <p>合同開催の回数 _____回</p>
<p>31 事故発生時の対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。◆平18厚令34第3条の38条第1項準用</p> <p><input type="checkbox"/> 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>◎ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止対策を講じること。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>マニュアル 【有・無】 市報告対象事故 <input type="checkbox"/> 件中 市事故報告済み <input type="checkbox"/> 件 事故記録【有・無】 事例分析しているか【適・否】 損害賠償事例 【有・無】</p>

	<p><input type="checkbox"/> 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有しているか。</p>		<p>賠償保険加入 【有・無】 保険名：</p>
<p>32 虐待の防止</p>	<p><input type="checkbox"/> 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。(経過措置あり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 事業所において、介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 <p>◎ 虐待は、高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、認知症対応型共同生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待防止に関する措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、本主眼事項第1の1の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。 ・虐待等の早期発見 認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、虐待等を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう必要な措置がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。 ・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、認知症対応型共同生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。 <p>以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。(R6.3.31までは努力義務)</p> <p>① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(第1号) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」(以下「虐待防止検討委員会」という。)は、虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。</p> <p>構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。</p> <p>一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。</p> <p>なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、こと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。</p> <p>また、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p> <p>虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図る必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること 	<p>適・否</p>	<p>R6.3.31までは努力義務(経過措置)</p> <p>必要な措置： 虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等</p> <p>虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催の有無 【有・無】</p>

	<p>ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p>② 虐待の防止のための指針(第2号) 認知症対応型共同生活介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号) 研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該認知症対応型共同生活介護事業所における指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。</p> <p>④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号) 認知症対応型共同生活介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。</p>		<p>虐待の防止のための指針の有無 【有・無】</p> <p>虐待の防止のための研修 (年2回以上必要) 年 月 日</p> <p>担当者名 ()</p>
<p>33 会計の区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>適・否</p>	<p>事業別決算 【有・無】</p>
<p>34 記録の整備</p>	<p><input type="checkbox"/> 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録(※)を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。</p> <p>※提供に関する記録 ◆平18厚令34第107条第2項</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦ 運営推進会議における報告等の記録</p>	<p>適・否</p>	<p>①から⑦の記録 【有・無】</p>